

(仮称) 藤沢市子ども計画の骨子(案)等について

「(仮称) 藤沢市子ども計画」(以下「本計画」という。)については、令和6年2月藤沢市議会定例会では、計画策定に関する考え方について、6月藤沢市議会定例会では、これまでに実施した本計画の策定に係る基礎調査の結果についてご報告しました。

今回は、令和6年5月に国が公表した「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」及び「子どもまんなか実行計画2024」を踏まえ、「藤沢市子ども・子育て会議」やその部会である「(仮称) 藤沢市子ども計画体系等検討部会」(以下「部会」という。)で本計画の策定に向けた議論を進めていますので、現在までの検討状況を報告するものです。

1 本計画の位置づけ

(1) 一体化する計画

本計画は、子ども・子育て支援法で義務づけられている、幼児教育・保育と利用者支援事業などの地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策をはじめ、次の市町村計画として位置づけ、一体化して策定することを予定しています。

市町村計画の名称	根拠法令	策定指針 (子ども大綱を含む)
市町村子ども計画	子ども基本法第10条	子ども大綱
市町村における子どもの貧困対策に関する計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条	子どもの貧困対策に関する大綱 (子ども大綱に一元化)
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	子ども・若者育成支援推進大綱 (子ども大綱に一元化)
—	—	少子化社会対策大綱 (子ども大綱に一元化)
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
母子保健を含む成育医療等に関する計画 ※母子保健計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
新子育て安心プラン実施計画※一体化検討中	—	新子育て安心プラン

(2) 主な関連計画

本計画は、国の「こども大綱」や藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえながら、福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

区分	分野名称	計画名称
整合を図る 国・県の計画	こども	国が策定したこども大綱、こどもまんなか実行計画
		神奈川県が策定するこども計画
福祉分野の 計画	地域福祉	藤沢市地域福祉計画、藤沢市地域福祉活動計画
	高齢者	藤沢市高齢者保健福祉計画、藤沢市介護保険事業計画、 藤沢市認知症施策推進計画
	障がい者	ふじさわ障がい者計画、ふじさわ障がい福祉計画、 ふじさわ障がい児福祉計画
関連分野の 指針・計画	市政運営全般	藤沢市市政運営の総合指針、 ふじさわ「まち・ひと・しごと」ビジョン
	SDGs	藤沢市 SDG s 共創指針
	防災	藤沢市国土強靱化地域計画
	保健・医療	藤沢市健康増進計画、藤沢市食育推進計画、 ふじさわ自殺対策計画
	教育 生涯学習	藤沢市教育振興基本計画、 藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画、 藤沢市スポーツ推進計画、藤沢市文化芸術振興計画、 藤沢市子ども読書活動推進計画
	市民自治	藤沢市市民活動推進計画
	都市計画	藤沢市公共施設再整備基本方針、公共施設再整備プラン、 藤沢市都市マスタープラン、藤沢市住宅マスタープラン
	人権・男女共同 参画	藤沢市人権施策推進指針、ふじさわ男女共同参画プラン、 藤沢市多文化共生のまちづくり指針

2 本計画の骨子（案）

本計画は部会等で協議された内容を踏まえ、計画期間が満了する「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）や「だれひとり取り残さない」という「藤沢市子ども共育（ともいく）計画」（以下「共育計画」という。）の共生の考え方を継承するものとします。また、国の「こども大綱」等を勘案しながら策定するものとされたことから、「こども施策に関する重要事項」や「こども施策を推進するために必要な事項」の内容を確認しながら、本市の実情にあわせ策定を行います。

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景及び趣旨	こども基本法等の関連する法律 こども大綱等
2 計画の位置づけ	計画の根拠法、本計画と関連する計画
3 計画の期間	令和7年度から令和11年度までの5年間
4 計画の対象	全てのこどもや子育て家庭 及び子育て当事者に関わる人材等
第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況	
1 実態把握の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する統計データによる把握 (人口推移、関連する事業の実績の推移等) ・子どもと子育て家庭の生活実態調査 (アンケート／支援者ヒアリング／社会資源) ・子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 ・放課後児童クラブに関する利用希望把握調査 ・若者世代の結婚・子育てに関する意識調査
2 子ども・若者、子育て家庭に関する概況	「1 実態把握の方法」で把握した内容
3 子ども・子育てに関する本市の取組状況	第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画及び 藤沢市子ども共育計画の評価と課題
4 現状と課題のまとめ	—
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画のめざす基本的な方向性	計画のめざす将来像及び基本的な視点 とそれらの説明
2 計画の基本的な目標	基本的な視点を踏まえ、計画のめざす将来像を 実現するための取組を推進するに当たっての基 本目標とその説明
3 計画の体系	将来像－基本的な視点－基本目標 －施策の柱－主な施策を記載
第4章 施策の展開	
基本目標1～:	基本目標とその説明
施策の柱1～:	施策の柱とその説明及び個別施策
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
1 子ども・子育て支援新制度の概要	
2 教育・保育提供区域の設定について	
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	
第6章 計画の推進	
1 計画の推進体制	計画の推進体制と進捗管理
2 計画の実施状況の点検・評価	計画期間中の点検・評価の方法
3 計画の指標	計画で進捗を把握する指標

3 本計画に基づく個別計画

現行の第2期計画においては、待機児童対策を含めた保育所整備に関する「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」、放課後児童クラブの整備計画を内包し就学児童の居場所づくりの推進を目的として共育計画を補完する「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を別途策定しており、これら2計画の方向性についても、検討を行っています。

(1) 藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）

これまで、第1期・第2期子ども子育て支援事業計画において推計した「教育・保育の量の見込み」に対応した施設の新設や老朽化した既存施設の建て替え等に関する具体的な施設整備等を進める計画として、現行の「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、保育の受け皿の確保に取り組んできました。

しかし、国基準の待機児童が解消された令和3年以降は、就学前児童数や保育需要の動向を精査し、将来的な供給過多を招かぬよう、新設整備に限らない方策で対応してきたことから、ガイドラインは個別計画としては策定せず、保育の受け皿確保策は本計画に記載します。

(2) 藤沢市子どもの居場所づくり推進計画

現行の「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」（以下「居場所づくり計画」という。）は、第2期計画において推計した放課後児童健全育成事業の量の見込みに対する確保方策として、放課後児童クラブの整備を具体的に推進するための「第2期放課後児童クラブ整備計画」を含め、児童館、地域子どもの家、放課後子ども教室などの運営や整備の考え方など、就学児童の居場所づくりを推進する計画です。

現在、子どもの居場所づくりについて、国では、「こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月閣議決定）」において、子ども・若者が過ごす場所や時間だけでなく、人とのコミュニケーションそのものが、子ども・若者の居場所（学校、塾、習い事、SNS、オンラインゲーム、商業施設などを含む。）になり得ると示されるとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針の解説書（仮称）」の作成に向けた検討が進められています。また、令和6年度の取組として、「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」の見直しや、「こどもの居場所づくりに関する評価及び検証」などの調査研究が実施される予定です。

このような状況から、子どもの居場所は多様な観点で広がりを見せており、今後示される国の考え方を参考に、居場所づくり計画に取り入れる必要があることから、当計画は令和7年度に改定します。

ただし、放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策となる放課後児童クラブの整備や放課後子ども教室の整備等については本計画に記載します。

4 追加調査（藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査）の結果

(1) 調査目的

藤沢市の若者世代の結婚、子育て、生活満足等の意識に関する状況の把握

(2) 調査期間

令和6年6月14日から7月1日まで

(3) 調査対象
藤沢市在住の15歳から39歳までの方 6,000人(無作為抽出)

(4) 調査方法
郵送配布及び専用フォームにアクセスして実施するオンライン回答

(5) 有効回答数・回答率

有効回答数	回答率
1,320件	22.0%

(6) 藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査報告書
資料2のとおり

5 今後の予定

本計画は位置づける事業について藤沢市子ども・若者庁内連携会議において協議を進めるとともに、量の見込みと確保方策を具体化し、藤沢市子ども・子育て会議での審議等を経て、令和6年度中に策定します。

令和6年	8月～9月	・子ども・若者への説明・意見聴取
	10月～12月	・計画(素案)の検討 ・12月市議会定例会子ども文教常任委員会において計画(素案)の報告 ・パブリックコメントの実施
令和7年	1月～3月	・計画(案)の検討 ・2月市議会定例会子ども文教常任委員会において計画(案)の報告 ・計画の確定
	4月	・策定後の計画実行

以上

(事務担当 子ども青少年部 子育て企画課)